

新潟市障がい者地域自立支援協議会 第15回全体会 議事録

日時:平成27年10月13日(火)15:00~17:00

場所:白山会館 大平明浄の間

○山賀会長

皆さんご苦勞様です。ポプラの家の山賀です。先にお詫びしておきますが、気管支を痛めてしまいお聞き苦しい進行になるかも知れませんがご容赦いただければと思います。それでは時間も限られておりますので早速座って説明させていただきます。それでは議事(1)「区協議会の成果について」に移らせていただきます。各区障がい者地域自立支援協議会の成果及び特徴的取組み等について説明をしていただきたいと思います。全区で8区ございますので4区毎に区切りまして質疑等受けたいと思います。先程部長さんよりもお話ありましたので是非積極的にご意見・ご質問・ご提言をいただければ有難いと思いますのでご協力お願いします。それでは先に東区そして中央区・江南区・秋葉区まで前半とさせていただきますのでよろしくお願いします。それでは東区さんお願いいたします。

○東区健康福祉課障がい福祉係長

東区の障がい福祉係の宮尾と申します。よろしく申し上げます。東区の障がい者地域自立支援協議会の特徴的取組み・成果についてですが、協議会のない月3ヶ月に1回協議会ありますので他のない月にケースの検討課題を開催しています。そこではケースのタイトルだけを事前に示して後は委員からの質問によってケースの情報を引き出すというふうな事をやっていっています。ホワイトボードに書き出してまとめるという手法です。これによって委員の1人1人から質問や意見が出て事前に検討し、こうではないかと思っていた事以外のことが多く出てきまして充実したケース検討が出来ました。その中で市の協議会の要望として強度行動障がいの県の研修補助もありますけれども、それだけでは対応出来る施設というのは増えないというふうな事がありまして強度行動障がい者・児が地域で暮らしていく為の具体的な対策案を検討して欲しいということ、を協議会の方に要望していくということ、です。具体的には強度行動障がい者・児に対応出来るグループホーム・生活介護事業所や短期入所事業所を増やすというふうな事。2番として緊急時の受入れ体制を作る。児童相談所の一時保護委託先を確保病院との連携などが挙げられます。3番として強度行動障がい者・児の訓練施設を作る。家庭から離れて支援や訓練が受けられる有期限で入所型の施設が必要ではないかということです。4番として親への研修・ペアレントトレーニングの充実というふうなことが上げられました。5番として地域で孤立しがちな困難ケースのシステム作りが必要ではないかと。6番として強度行動障がい者・児に対応出来る現存の施設の敷地内グループホームの設置認可が容易に受けられる環境作りが挙げられました。ということが今までの特徴的取組み・成果です。今後の計画としてということを書いてありますけれども昨年に引き続き小中学校の職員を対象に発達障がい研修会

と銘打って基幹相談支援センターの紹介・相談支援事業の説明それから発達障がいのある児童が利用出来る制度・サービスの説明、障がいのある親が利用出来る支援制度・子育ての観点からのサービスの説明、発達障がいのある児童または親への支援の在り方、事例紹介の講義を行った後に自立支援協議会のメンバーと意見交換を行う予定です。また相談支援事業所の連絡会やサービス事業種別毎の連絡会なども計画していきます。以上で東区の報告を終わります。

○山賀会長

ありがとうございました。続いて中央区さんお願いします。

○中央区健康福祉課障がい福祉係長

中央区健康福祉課障がい福祉係の鳴海と申します。中央区について説明させていただきます。まず中央区の特徴的取組み・成果ですが、1点目は入浴サービス調査についてです。今年度に入って入浴が出来ずに困っている障がい者がいるという報告また入浴介護を提供する通所施設に負担が集中しているという報告がありました。それをきっかけとして入浴サービスにかかる実態調査を行う事となり協議会委員及び中央区内の相談事業所など27ヶ所に調査票を配布し13ヶ所から回収いたしました。その結果入浴が困難である障がい者が多数いる事。また身体・知的・精神などそれぞれの障がい特性により様々な困難事例がある事が判明いたしました。中央区における入浴に関する課題が全区に共通するものなのか、区によって異なる課題もあるかなど傾向を把握する為に全区で調査を実施して新潟市として解決しなければいけない課題があるかどうかの検証を行うよう9月の自立支援協議会の報告会で中央区として要望を行いました。2点目に掲げた特別高等支援学校の卒業生の計画相談の調整ですが、今年度からサービスの支給決定の際は計画相談が必須となったことから特別支援学校の卒業生が混乱なくサービスを利用する事が出来る様、予め保護者に計画相談の事業所の希望調査を行う事とし進路担当教諭及び区内の相談支援事業所に集まってもらい説明会を開催しました。その後保護者からの希望調書の内容を踏まえ計画相談事業所の調整を行いました。3点目、障がい年金研修を行って欲しいという要望を受けていた為、9月9日市役所本館で研修会を開催いたしました。新潟西年金事務所の職員を講師としてお迎えし中央区の委員や中央区内の関係者を中心に多久にも声を掛け47名の参加者がいました。続きまして今後の計画について説明いたします。1点目、中央区では困難事例の検討を行いながら従事者のスキルアップを図ると共に抽出された課題について新潟市自立支援協議会に対し必要に応じ今後も要望を行っていきます。2点目、見学会や研修会の開催について委員から要望があるところですが、今年度は既に障がい年金研修会の実施済みである事、ケース検討も大事にしていきたいという委員の意見もいただいている事から実施するかどうかについては、現在検討中です。以上で中央区の報告を終わります。

○山賀会長

ありがとうございました。続いて江南区お願いします。

○江南区健康福祉課障がい福祉係長

江南区役所健康福祉課障がい福祉係の大坂と申します。よろしくお願ひいたします。平成27年度上半期分の特徴的取組み・成果の主なものについてご説明申し上げます。江南区では放課後等デイサービスの利用について関係者等に広く知っていただく為に放課後等デイサービスPRワーキンググループによる検討を進めています。放課後等デイサービスの職員、新潟市社会福祉協議会のひまわりクラブ担当者、江南区教育支援センター指導主事、健康福祉課児童保育士と江南区障がい者地域自立支援協議会の委員によってワーキンググループを構成しました。6月7日にワーキングを行い課題を整理し、まずは江南区の公私立保育園園長会議において制度ガイドなどについてプレゼンを行い区内の保育園に対して概要について周知を図ったところでございます。続きまして下半期の取組みでございます。放課後等デイサービスPRワーキンググループにつきましては今月2回開催する事とし、今後は毎月の実施を予定しております。今の活動としましては、虎の巻と申しましうかガイドブック的な物の作成に取り組んでいるところです。これはひまわりクラブと放課後等デイサービスの違いを始めとして福祉の制度概要などがまとまったものを考えております。次に障がい児支援セミナーでございます。小中学校に在籍する児童生徒の地域生活支援の充実に向けた取組みを推進する為に江南区の障がい児支援に携わる方々を対象にセミナーを開催いたします。身体・知的・精神などの障がい福祉制度や福祉サービスを知っていただき教育と福祉が協力し合い地域生活支援の為に活用していただく機会といたします。その他に障がい者施設見学会や介護保険制度研修会を行い関係職員の意見の共有などを図っていくものでございます。以上でございます。

○山賀会長

ありがとうございました。続いて秋葉区お願いします。

○秋葉区健康福祉課障がい福祉係長

秋葉区健康福祉課障がい福祉係の岡村と申します。よろしくお願ひいたします。まずお詫びでございますが、秋葉区の資料2行目の「障害者チャレンジ支援」それから下から2行目「障害福祉サービス利用に掛る」、こちらひらがなのところ漢字になっております。申し訳ございませんでした。それでは秋葉区の取組みを報告させていただきます。1つ目就労支援でございます。福祉施設に通所する障がい者の方々に区役所内で事務作業訓練の場を提供すると共に区役所以外の公共施設・民間事業所に出向いて職場実習を行い障がい者雇用に対する理解と障がい者の就労意欲の向上に努めております。協議会におきまして情報共

有事業の検証や就労就職等の意見をいただいております。2つ目重度心身障がい児等ケース寄り添い支援でございます。対象のケースは4歳から16歳でございます。平成22年度よりいくつかのケースの現状確認課題といったところを毎回協議会に報告し教育・医療・福祉サイドで課題を共有し寄り添いながら継続的な相談支援を行っております。3つ目障がい者の高齢化に伴う高齢介護分野との連携でございます。障がい者の高齢化が進み介護保険の対象者となる障がい者が増える中で障がいサービスから介護保険サービスへの円滑な移行について、また介護保険サービスと障がい福祉サービスの併用などについてワーキンググループで検討を行い今後研修会勉強会を行います。4つ目障がい児支援にかかる関連機関との連携でございます。障がい児支援としまして障がいサービスを利用している、これから利用するなど小中学校の障がい児に関わる職員と福祉サービス関係者との連携を深めより良いサービス提供に向け検討を行っております。5つ目障がい福祉サービスにかかる計画相談支援の課題共有でございます。秋葉区には相談事業所が2ヶ所ありますが、それぞれの事業所から障がい者と児それから秋葉区以外の計画件数月平均の新規件数の数字を報告いただき現在相談員さんお1人お1人が抱えている件数やモニタリングを含めた今後の見通しについて報告をいただきました。どこも1人の相談員が抱える件数は100件を超えている現状、今後のモニタリングや新規利用者の見込み数を報告させていただきました。続きまして今後の取組みでございます。就労支援の推進でございます。引き続き実習受け入れ先の開拓を行い障がい者就労就職への理解を深めると共に職場実習の場を提供して能力向上に努めていきたいと考えております。また来年28年度が3年目となり事業見直しの時期でもありますので関係機関との意見交換を行い内容検討も行います。次に重症心身障がい児のケース寄り添い支援でございます。現状やライフステージの変化に伴う課題の共有を整理し支援に繋げていきたいと考えております。続きまして障がい者の高齢化に伴う高齢介護分野との連携でございます。先程も申しましたが、障がいサービスから介護保険サービスへ円滑な移行について。介護保険サービスと障がい福祉サービスの併用について秋葉区内のケアマネージャーを対象に研修会を行います。開催日時でございますが、今週16日金曜日午後1時半から会場は秋葉区役所で行います。最後に障がい児支援にかかる関係機関との連携でございます。障がい児支援としまして、障がいサービスを利用しているこれから利用するなど小中学校の障がい児に関わる職員と福祉サービス関係者の事柄について学校を始めとする教育関係者と福祉サービス関係者の意見交換サービス勉強会を開催し教育と福祉の連携強化を図るものです。こちらの開催日時は12月25日金曜日に開催予定でございます。以上秋葉区の報告でございます。

○山賀会長

ありがとうございました。それでは前半4区よりご説明いただきましたので一旦ここで皆さんからご質問ご意見等がありましたら受け付けていきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。角田委員お願いします。

○角田委員

角田です。よろしく申し上げます。中央区の障がい年金研修会の事についてもう少し詳しく、どの様な目的で開催され、どの様な結論に至ったかというあたり。あるいはまた参加者の方について聞きそびれてしまったので、どういう方々が受講されているのかというあたりを教えてください。

○中央区健康福祉課障がい福祉係長

障がい年金研修会ですが、まず中央区の方では昨年の年度末に委員に対して27年度中に研修会や見学会などあるいは自立支援協議会の内容について要望のアンケートを行いました。その中で触法関係なんかの施設を見に行きたいという様な要望やその中の1つとして障がい年金研修会を行って欲しいという委員からの要望がありました。その一方で障がい福祉課の方が事務局となっている障がい者施策審議会の中でもその委員から障がいに携わる職員が障がい年金の事を知らないのではないかとということ。そう言った事の知識を持って障がい者の支援にあたっていく事が必要ではないかと。私その場に居ませんので少し誤差があるかも知れませんが、そう言った要望が出たというふうにも聞いておりました、その施策審議会に出席した中央区の健康福祉課長からこういった意見が出ているけれども中央区としては何か出来ないかということ。で中央区の健康福祉課長の方から話がありまして、私共としては委員の方からもその様な要望を受けていた事それから窓口や障がい者の方に窓口以外で接する時に色々な質問を受ける時に障がい年金の事について聞かれる事が多々ございます。その時に市役所の厚生年金を担当する部署は障がい福祉課や障がい福祉係じゃないものなのであまり知識が無くてまったく答えられない様な事もあるわけでそういった事からも取り扱う部署が違うにしても、もうちょっと職員として障がい年金の知識を持ちたい。それであと委員さんやそれから相談事業所の方々もそういった質問を受けたりする事もあるかも知れないのでそういった事をその研修によってどのぐらいの知識が得られるか分からないけれども、とりあえずそれぞれが福祉従事者として障がい福祉の従事者として知っておきたい年金知識ということで研修会を開催しようということで講師をどうしたら良いかという話だったんですけれども新潟西年金事務所の方に講師をお願いしたところ快く承諾していただいて9月9日に開催する事が出来ました。呼びかけたのは中央区の自立支援協議会の委員とそれから中央区内の計画相談の事業所それから中央区内の地域活動支援センターの職員にも声掛けをしました。地域活動支援センターは計画相談がなくても利用できるもので、地域活動支援センターの職員からやっぱり色々な相談を受けて困るんですよねという相談を別個に受けていたので、地域活動支援センターの方にも声かけをさせていただきました。あとそれ以外に中央区以外の区役所と中央区の基幹相談センターにも声かけをさせていただきました、47名の出席がございまして参加された方からはちょっとわからないことも多かったけれども全然わからなかったのが本当良かった

というような声、それから日程の関係で参加できなかったけれども参加したかったのでまたやってほしいという声などをいただいております。こんなところでよろしいでしょうか。

○山賀会長

はい、よろしかったでしょうか。他にございますでしょうか。はい、坂井委員。

○坂井委員

せっかく年金の話をしていただいたので、障がい年金というと、どうしてもどういった所で最初にとぼ口がひっかかるのかということと言うと、私も精神科病院にいたこともあるので、ワーカーの立場で、どんな状況の中で声がかかるのか、逆に言うと本当に障がい基礎年金と障がい年金と様々なこの年金にはいくつもあるんですけども、その辺では病院に来た時に、当然ですけど障がいになってから1年というようなことが縛りとしてありますよね。そんなところでやっぱり大澤さんはかなりのケースを抱えたのではないかなということで、ちょっとレクチャーを簡単にさせていただけると。

○山賀会長

はい、大澤委員お願いします。

○大澤委員

突然の振りに驚いたんですけども、自己紹介の時に話ししなかったんですけど、私平成10年に南浜病院に就職してですね、この4月からまた、いわゆる病院の相談業務に戻ってきたんですが、その前まで3年半ほど障がい福祉サービス事業所にいました。ワーカーをやっている障がい年金の新規の相談を受けることを結構あるんですけども、最近思うことを先に1つ言わせていただくと、私精神科の分野しか知らないんですけども数年前まで中々障がい年金を申請するっていうハードルが高いようなイメージがあって、まず役所に相談行く前に病院の相談員の方に話があったりということが多かったような気がします。そうすると、一応ワーカーの方で持っている情報と制度の説明をさせていただいて申請するにはこういう準備が必要だとか、一緒になって初診料を確認したりとか受診料を確認したりとかをしたんですが、最近、逆に言うと色んなところで相談ができるようになったのか、突然役所から書類をもらってきたので診断書書いてくださいっていうような。そうするとこちらの方で全然情報がなかったりとかですね、申請前のコミュニケーションを含めたその準備・共同作業みたいなのがちょっとできにくくなっているような状況があるかなと思いますので今のお話、その勉強会をやっていただくというのがこちらとしても非常にありがたいこと、これは間違いないんですけども、事前に、例えば医療機関等にかかっているのであればその相談員と事前に相談をしていただいてから動いてもらう、こちらとしてもよりスムーズにいくかなというような印象持っています。坂井さんよろしい

でしょうか。

○坂井委員

新聞に載ったのは前になると思うんですけども、新潟県は非常に年金が出やすいというのと、非常に出にくいところがあるということで、そのことが新聞記事に出たために障がいを抱えていらっしゃる方が非常に不安に思ったんですね。もしかしたら出ない方に基準があるんじゃないかと。そういうことも含めてですけども、やはりその辺でこちらもきちんと装備をしていかないと、年金について、あやふやな知識だけでは対応できないんじゃないかと思うのと、ぜひ今のままの受給率を減らさないでほしいなというのが私からの、ここでこんな話していいですか。たぶん言うべきだと思いましたので、あえて年金の計画の中だったのでお願いします。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい、お手が上がらないようですので、それでは後半の方の報告に移りたいと思います。南区さんお願いします。

○南区健康福祉課障がい福祉係長

南区健康福祉課障がい福祉係の呉井と申します。よろしくお願いします。南区の特徴的な取組みとしまして、1点目は昨年度協議会より区バスへの要望書を提出しましてそれに対する回答を担当課と意見交換を行いました。協議会から4点要望しました。1、車両をできるだけ速やかにバリアフリーの車両に入れ替えること。2、障がい者、高齢者などの特別な手助けが必要な利用者を本来利用者と位置づけ積極的に受け入れ体制、運転手の研修等を整え利用者演習すること。3、運行ルート・日・時間について福祉・医療を利用する交通弱者の視点から検討すること。4、南区地域工業交通検討会議等の公共交通の検討に関わる会議には、交通弱者またはその代弁者を参画すること。これに対し、それぞれ回答をもらいました。1の車両については平成16年に3台購入してるので今後の入替時に検討したい。2の研修等については運行事業者に理解を深めてもらっている。3の運行体系についても交通弱者、利用者の声、地域要望を踏まえ総合的な視点により検討していく。4については平成27年度より南区自治協議会の構成団体に身体障がい者団体が加わり、広くご意見ご要望を聞きながら誰もが利用しやすい交通環境の実現を目指しますと回答いただきました。次に、南区の地域課題について個別に具体的な解決策などについて検討しました。昨年出された地域課題の1つ、相談支援事業者が不足しているということでサービス利用と計画策定の達成率を上げるためと、良質なサービスを継続するため相談員がどうしたら増員になるのかということをも第2回の協議会でグループワークで意見を出し合いました。出た意見としましては年1回の県の研修会だけでは少ないので研修を増やす働きかけが必要。報酬が少ないため事業所の参入が難しい。事業所や相談員配置を増やすには

施設の理事長、理事会への周知が必要。介護保険に上乗せで障がいサービスを利用している場合の計画策定について周知されれば介護保険事業者も参入できるのではないかなどの意見が出ました。このまとめについて次回意見をまとめることとなっております。今後の計画としましては、引き続き具体的な解決策について意見をまとめ相談支援の相談の中でニーズを聞き、社会資源の少ない南区として現状を踏まえどうやって施設を活用していくかを、また処遇困難事例に関しましても協議会で情報共有を図りながら検討していきたいと考えています。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。続いて西区お願いします。

○西区健康福祉課障がい福祉係長

はい、西区の健康福祉課障がい福祉係榎本です。よろしく申し上げます。西区についてまず取組ですが、資料にありますとおり1つ目、事業所別連絡会議の開催とあります。こちらは、西区は比較的事業所が多いということで各サービス事業所種別ごとに年間で7グループに分けて、各サービスごとの事業所に集まっていただいて課題の共有ですとか、日頃どういうふうに行っているかっていう情報の共有をするために開いています。上半期は生活介護、児童、就労関係3つの会議を開いたところです。それぞれサービス事業ごとに課題ということで、例えば高齢化ですとか強度行動障がい者への対応ですとか、そういう部分で各事業所がそれぞれどういうふうに行っていたりですね共有してお互いに良いところを取り入れていこうというようなことを行っていたりとかですね、あとは関係機関とどういったふうに関連しているかというようなところでも各事業所ごとに説明いただきながら共有して良いところを取り入れていけるようにしていければということで開いています。2点目、相談支援事業所会議。こちらについては隔月なんですけれども、基幹相談支援センター事務局、あと行政の方、事務局としまして各区内の相談支援事業所に集まっていただきまして1つは主に事例を毎回1つ取り挙げて困難な事例についてどういうふうに対応していくかっていうこと。例の積み上げということで共有をしていくものです。合わせて各相談支援事業所で現状を報告いただきまして課題ということで吸い上げていくという場になっています。西区もですね、計画相談の方非常に一人あたりの相談員の方が抱えている件数も多く、まだ未達成の部分ありますのでその部分について引き続きどのようにしていくかというところで議論をしたところでもあります。3点目が西区がく・ふく連携会議です。こちらは西区の生徒さんが通う特別支援学校等、全部で今ですと9校あるんですが、その先生方にお声掛けをしまして、合わせて計画相談事業所と基幹と行政のメンバーといたしまして、日頃の生徒さんにつきましてスムーズに福祉サービスにつないでいけるための情報共有の場ということでしております。実際に保護者の了解を得たうえでお子さんの情報を出していただきながら主に福祉サービス、既に放課後等デイサービスを使われている子

供さんもいれば、これから卒業を迎える福祉サービスにつながる方につきましてもいざ決定する時にこの子だねっていうことでスムーズに支援がつけられるような場ということで考えております。今後ということで、引き続き今お話しました3つの分の会議につきまして開いていくというふうに考えております。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。続いて西蒲区お願いします。

○西蒲区健康福祉課障がい福祉係長

西蒲区健康福祉課障がい福祉係の織田島と申します。よろしく申し上げます。区の特徴的取組といたしましては、記載した4つの事業のうち、3つの区の年間スケジュールに組み込んで、それ以外は西蒲区、交通弱者問題ワーキングチームにつきましては今年度立ち上げて取り組んでいます。1つ目の西蒲区がく・ふく連携会議は昨年までは進路調整会議でしたが名称変更しました。西蒲区在住の方を対象に卒業生の進路だけでなく、在校生についても早い段階から関係者による情報共有や連携を行いよりよい支援につなげようということで開催しております。今年度は西蒲区内の福祉施設7施設と市内及び隣接市の特別支援学校9校が参加して、障がい受容ができていない生徒や家族の存在が確認できました。2つ目は保護者向け福祉サービスの説明会です。西蒲区在住の児童、生徒が通学している特別支援学校、あと区内の特別支援学級の保護者や教員を対象に説明会を開催しました。行政からは福祉サービスの説明を行い、基幹相談支援センターの冊子の紹介、あと役割についてお知らせしました。今回は40名を超える参加があり、必要な福祉サービスの手続きについて説明を行うとともに、参加者アンケートからは障がい福祉サービス等の関心の高さを伺うことができました。4つ目は障がい当事者団体相談員意見交換会です。こちらは西蒲区内の障がい者団体、障がい者相談員、障がい者の手話サークルやパソコンサークルの方々から参加いただきまして、それぞれの立場で抱える問題や地域で暮らす方々の事例も交えながら情報共有をし意見交換を行いました。また、今年度は西蒲区内の障がいのある人の交通ニーズと実態把握を目標に西蒲区交通弱者問題ワーキングチームを立ち上げ検討しております。ワーキングの参加者からは抱えている課題などを出してもらい西蒲区の現状として高齢者の取り組み、公共交通の取り組みについて理解を深めているところです。今後の計画としてはヘルパー事業所情報交換会を開催し、日頃の支援や問題点などについて検討を行う予定です。毎月定例開催しているケース会議の他に西蒲区がく・ふく連携会議及び交通弱者問題ワーキングチームについても後半期も引き続き開催していく予定です。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。それでは最後北区お願いします。

○障がい福祉課介護給付係長

障がい福祉課介護給付係の山田と申します。よろしくお願いいたします。それでは、北区障がい者地域自立支援協議会を、今年度に入ってからの上半期での特徴的な取組み・成果及び下半期での今後の計画につきまして北区に代わって事務局よりご報告いたします。まず特徴的な上半期での取組み・成果についてですが、第1に、北区の地域課題の検討・検証です。各委員から困難ケースを提出していただき、北区の地域課題としてとりまとめた7件について当協議会として何か工夫できることはないか、それぞれ検討・検証してまいりました。第2に、障がい者ニーズ調査として、グループホーム利用のアンケート調査を昨年度実施いたしましてその報告書が完成しております。第3に、介護保険制度の研修会の開催計画についてです。障がい者が高齢になられ、障がい福祉サービスから円滑に介護保険サービスに移行するにあたって、制度間の継続支援の強化の必要性があるという北区の地域課題から、介護保険制度の研修会を本年度も開催するというので、その開催時点、参加者などについて計画を出しました。次に今後の計画について報告いたします。第1に、北区の地域課題の検討・検証についてですが、下半期はすでに検討・検証した7件の北区の地域課題について総括報告を取りまとめ、課題解決のために北区障がい者地域自立協議会で、平成28年度以降になります。実施できる項目の策定を行います。第2に介護保険制度の研修会の開催ですが、平成27年11月27日の午後2時より「介護保険サービスと障がい福祉サービスの連携について」と題しまして、豊栄地区公民館の2階で研修会を開催いたします。北区の事業者が対象の研修会とはなりますが、各区の障がい福祉係及び各基幹相談支援センターにはご案内をしてあります。以上で、北区障がい者自立支援協議会27年度の特徴的取組み・成果及び今後の計画について、事務局より代わりまして報告いたします。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。それではまた再度後半の部分について皆さんからご質問、ご意見いただきたいと思っております。いかかでしょうか。はい、石井委員。

○石井委員

石井です。西蒲区さんの障がい当事者団体相談意見交換会のどういった障がいのある方と関係したかとか、どういう意見交換があったかというのを簡単でいいですので教えてください。

○西蒲区健康福祉課障がい福祉係長

はい、西蒲区にあります身体障がい者団体、知的障がい者団体、精神障がい者団体の代表者の方が参加し、あと障がいの相談員の方が参加され、その中でも視覚障がいの方が手

話通訳者が色々な公共機関にいてほしいんだけども中々病院とかそういったところが充実してなくて、そのために派遣申請しなきゃいけないのが大変だというお話があったりとか、あと障がいのある方が地域で普通に生活していなくて地域で孤立する事例というのが2、3紹介されましてそれについて意見交換を行いました。

○山賀会長

はい、いかがでしょうか。よろしかったでしょうかね。はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい、熊倉委員お願いします。

○熊倉委員

南区さんの地域の課題、特にそこでは触れられてなかったんですけども、南区は非常に鉄道交通ありませんし、バスも中々厳しい所なので、南区で特別支援学校に通ってらっしゃる人というのは10代から様々な苦勞をされてこられたと思います。それで、そういった通学問題について南区さんの地域課題としての認識でありますとか、あるいはそういうことを発言すべき団体さんが南区の協議会に参加されてるかとか、その辺のことを簡単に教えていただければと思います。

○南区健康福祉課障がい福祉係長

はい、南区の呉井です。ここには今ほど発表しなかったんですが、その場でも意見交換の中でもその意見が出されました。南区としてはその意見をその段階ではお聞きすることしかできなかったんですが、保護者でバスの費用を負担しているということでした。委員さんのなかにも関わってる方がいらっしゃいましたので、そういった意見は聞かせてもらいながら何か良い方向に意見がまとまるか、どういう方向に向けていけばいいのかそこでは解決策は出なかったのですが、意見としては出されておりました。

○山賀会長

いかがでしょうか。

○熊倉委員

特別支援学校の高等部ですけれども、この初等中等教育といいますか義務教育ではないんですけども、こういった状況というのはやっぱりかなり問題ではないかと思うんですけどもどういう解決策にしてもこれをやっぱり見つけられないというのは非常に当事者にとっては厳しい話ですし、権利条約の読み方っていうのはよくわからないんですけども一般の学校でも同じような状況になった時にはやはり通学支援っていうのはかなりあるわけです。現在の通学支援の制度はあるわけなんですけど、これやっぱり放置していて良い問題ではないような気がいたしますということを思っております。ここで時間を取っても情報

が得ないというのであればそれはそれで我々にとっての問題としてこれからやっぱり伺っていきまじらうと思ひます。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。いづれにしても非常にいわゆる交通の保障といひますか、そういう面を地域だけに限定しないで、イメージ的な問題としてきちんと捉えてほしいと。地域格差といひますかね、そういうふうなご意見・ご指摘だったかと思ひますので、また区ははじめ運営事務局会議でもその辺についてはまた折に触れて議論していきたいなどと思っておりますのでありがとうございます。貴重なご意見だったかと思ひます。他にございますでしょうか。はい、特にお手が挙がらなかったようですので、(1)の区協議会の成果については以上で報告を終わります。続きまして(2)運営事務局会議からの報告となります。運営事務局会議の今年度上半期の実施状況について事務局より報告をしていただきます。お願いします。

○秋葉区健康福祉課障がい係主査

皆さんお疲れ様です。秋葉区障がい福祉係・村山と言ひます。運営事務局会議の報告をさせていただきます。座ってお話いたします。お手元の資料で資料2「運営事務局会議議事内容報告」A4のこの資料をご覧ください。上半期3回運営事務局会議が開催されておりますが、6月29日それから9月の18日の2回については各区の協議会開催後の検討課題について意見交換をいたしました。それから9月1日の真ん中の1回については、障がい福祉課の方から国の新しい動きについて意見を求められての開催でございました。まず6月29日の会から報告いたします。児童部門と障がい部門の早期連携についてということと、主にライフステージが変わる際の支援についてスムーズにいけない事例があったということと区の方から問題提起がありまして、最初にあります児童相談所と障がい福祉課の連携とありますが、具体的には施設入所をしている18歳未満の障がい児が18歳到達とともに大人の施設に入所、施設が変わるといふところで両機関の連携不足といひますか、内容としてはそれぞれの児童相談所なり障がい福祉係のケースワーカーが個別に対応してある部分だったんですが、悪い言い方をするとケースワーカー任せな部分があったということと情報提供が遅かったりですとか、その後の区の対応が中々すぐとれないというような事例がありまして、こちらについてはすでに双方で協議された上で、年1回障がい福祉課の方から児童相談所に情報提供を依頼するといふ形で両者の連携を図るといふことで、実際今年度4月から連携がより深まっているところでございます。それ以外にも、教育委員会が行う就学相談会ですとか、各保育園に配置されている発達支援コーディネーター等そういった担当者の方が日頃から密に連携することでそういったライフステージの変化に上手く対応して、スムーズに作業につなげていけるんじゃないかといふような意見がございました。先程区の報告でもありましたが、一部の区ではがく・ふく連携会議ということ

で実際に在校生含め支援の在り方について連携が図られております。そういった活動にも今後期待していきたいという意見がありました。続いて計画相談支援についてとありますが、こちらについては6月の会議とそれから9月の会議でも引き続き区の方から懸念なり課題が挙がってきています。平成27年度9月末現在ではほぼ9割を超える方に、サービスの利用計画が作成済みという状況ですが、実際現場の声を拾うと、そちらにありますとおり、相談員1人あたりの件数が多すぎて、より質の高い計画作成が困難な状況になると。また、下にもありますが今後計画相談支援の信用安定化にもつながる懸念がある、そういった意見をいただいております。こちらについては、より踏み込んだ支援をするためにどうしたらいいかというような議論があったんですが、中々国の制度の影響を見ながらということで、まずできるところからというような意見がありました。そちらにありますとおり障がい福祉版支援の在り方、またビジネスモデルが必要ではないかですとか、そういった意味で新潟市のスタイルを確立していかなければいけないというようなご意見があります。実際には他都市の事例ですとか、目指すかどうかはわかりませんが介護保険・ケアマネージャー、そういった状況・実態を検証しながら作業を進めていく必要があるのではないかとご意見がありました。続いて9月1日の報告ですが、地域生活支援拠点について、とありますが若干補足させていただきますが、こちらについては障がい者の地域生活に関する国の検討会において、地域における居住支援に求められる機能・強化。地域レベルでの強化ということで、こういった機能を整備・強化するために29年度末までに様々な機能を集約した施設を造るもしくは付加するというようなことで今進んでいます。それについて少し意見求められた部分で、具体的なその機能というところかというと、資料がなくて申し訳ないんですが、①相談②グループホーム等体験の機会③緊急時の受入対応④専門的な人材の確保⑤地域の体制作り、について意見を求められているところがございます。こちらについては、運営事務局会議といたしましては、そういった新しい施設なり機能を整備するにあたって考慮してほしい事項として3つ挙げさせてもらっています。可能であれば1つの区1ヶ所前提に各区の協議会等を通じて区のニーズを把握して検討してはどうかという意見。それから、そういった拠点ができる地域に何かメリットになるような、例えば子育て支援ですとか、空き家対策等そういった地域の実情を加味したうえで検討が必要じゃないかという意見が出ています。また、そういった事業を実際実施する社会福祉法人なり、手上げ方式というのもあると思うんですが、ハード面でも支援がないと厳しいというようなご意見をいただいております。そういった意味で公有地等を活用できないかなどというご意見もいただいております。続いて9月18日の運営事務局会議ですが、こちら北区の方で行われたグループホームの利用アンケートについてその結果について意見交換を行いました。結果から言いますと、自宅以外の生活の場として入所施設もしくはグループホームといった二者択一ではないニーズの多様化が見られるという状況でした。具体例としてはそちらにあります、障がい福祉サービスではないんですが、賄い付きのアパート、いわゆる下宿のようなスタイルで生活をしている方が最近増えているとそういったケ

ースが増えているというような状況が報告されています。これについては、障がい福祉サービス全て解決するというのではなく、既存の社会資源活用に向けた検討も今後は必要ではないかという意見です。続いて、強度行動障がい者（児）支援についてとありますが、そこにあります入所施設敷地内グループホーム。これについては後ほど（５）の議事の方で予定されていますのでこちらでは割愛いたします。ただ先程、佐藤部長の挨拶にありましたとおり、今年度市で行っている実地研修、全１２回あるうち現在４回まで終了していると聞いておりますが、今年度その事業の効果等の検証が必要ではないかという意見があります。続いて入浴サービスについて、先程中央区からも問題提起があった件でございますが、中央区の方でアンケートをされた上で運営事務局会議でも意見交換をいたしました。当然、入浴に対するニーズはあるということで意見は一いたしているところなんです。具体的な困難ケースについては、各協議会を通じて現状把握する必要があるのではないかという意見でした。今後入浴しやすくするためのアイデアとしては、既存の施設の入浴施設を例えば自己負担で通所者でない方も使えるサービスがあってもいいのではないかとか、それから生活介護、障がい者のデイサービスのようサービスですが、今現状としては、事業の指定を受けるにあたって入浴の設備というのが必須ではない制度になっていて、仮に入浴を通所して日中したとしても加算を受けられるような制度ではないということで、言い換えると入浴が日中活動としてはまだ位置づけられていないのではないかというような意見もありました。そのあたり機会を見て国の方に働きかけるですとかそういったことも必要ではないかというそういう意見です。報告は以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。先程の区の報告とも関連する事項がいくつか挙がっておりますので、そういう点もご注目いただければと思います。はい、ご質問・ご意見ございますでしょうか。はい、栗田委員お願いします。

○栗田委員

包括支援センターしろね南の栗田と申します。計画相談支援ということについて、南区でも相談１人あたりのケースが多すぎるということで課題に挙がっておりまして話し合いがなされておりましたが、その話し合いの中で介護保険のケアマネージャーが障がい福祉サービスを含めたケアプランを作成する場合、ケアマネージャーが相談支援専門員の資格を持っていると重複して報酬をもらうことができるということが話し合いの中で出てきて、私はずっと介護保険の分野でしたのでそこで初めてそういうことができるんだということがわかりました。居宅介護支援事業所の中でそういったことがわからない事業所というのはかなりあると思いますので、居宅介護支援事業所の方で障がいの相談支援専門員の資格を取ってプランを立てるってということも考えてもらえば、その計画作成が１人でも計画作成をする人が増えるのではないかなというふうに思いまして、そういった働きか

けも必要なのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。こちらは事務局で回答可能でしょうか。いわゆるケアマネージャーが相談支援専門員の資格を取って計画相談の一部を担っていくというのを積極的に進めていけるかどうかというご意見だったかと思いますがいかがでしょう。

○障がい福祉課長

相談につきましては、相談員が足りないということで、研修もそうなんですけど、今ほどお話がありましたケアマネージャーにも、もし余力があればこちらの方に参加していただきたいということで、色々研修をはじめ、1つの方策として考えているところです。どこまでできるかはわかりませんが、1人でも2人でもというところです。それから、合わせて今そういう意味では入浴の話も同じでして、高齢者デイサービス等にもし空きがあつて、障がい者を受け入れてくれるのであれば、受け入れていただきたいということで基準該当についても積極的にお願いしてるという状況でございます。

○山賀会長

はい、事務局からの回答ですがよろしかったでしょうか。

○栗田委員

はい、ありがとうございました。働きかけを一生懸命されてはいらっしゃるんですけども、やはりこう知られていないっていう現状がありますのでもっともっと広報活動していくことで増えていく可能性があるのではないかなと感じますのでよろしくお願ひいたします。

○山賀会長

はい、1つの着目点というところかと思しますので、先程課長さんからの話がありましたように、どこまでできるのかっていうのはこれからまた詰めていただくということでぜひよろしくお願ひします。他にございますでしょうか。はい、坂井委員。

○坂井委員

はい、9月1日に行われた地域生活支援拠点について、ということで提案をされていて1区1ヶ所というような話題になっているのかなということが書いてあるわけですけども、どうも心配なのは、こういうふうに相談事業も含めてですけども、点々バラバラに色々な支援が雨後のたけのこのように出てくるのはいかがなものかなという心配な点があります。それに地域生活支援拠点というのは、施設なのかそれとも面としてやっていくのか、

例えば我々のように相談事業がその周辺の地域生活を支えていくというようなことなのか、そういうことも含めて色んなものが包括的に行われなければいけないのではないか。例えばコールセンターも含めてですけれども、そういったものがもう少し集約的にして包括的に取り組まないと、またこれ1つ1点作りましてと言っても、施設の中で包含されてしまってしまうと非常に使いづらいなというふうに思うのと、それと9月18日に例として賄い付きアパートというふうに言ってますけれども、実は賄い付きアパートというのは専門的支援をしてるわけではないんですね。放り出されて徐々に出来あがってきているという現実を我々も関わっているんですけども、やはりその部分も含めて本当にこの地域生活拠点というような所が包括的に関わっていかないと非常に危険だになっていうふうに。実際はグループホームが出来ないという反面、こういった賄い付きのアパートが非常に出てきている。作りやすい環境にあるんですね新潟市っていうのは。そうするとその方が専門性もないまま触法の人たちが入っていたり、知的の方たちが入っていたり、その人は何も支援がないまま入っているという現実があるということはお存じだと思ってるんですね。その辺やっぱり相談事業がきちんと関わっていかないと混乱するだろうな。逆に言うと怖いのは、そのまま追い出されてしまって終わり。現実にもあります。そうやって追い出されてしまうのは。適応できなくて警察騒ぎになるってことも含めて私共も聞いておりますし、その辺も含めてもうちょっとこの部分も包括的なことを視野に入れて検討していただきたいなと思っております。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。この点についてはまた後ほど資料等で関連してくるところがあるかと思しますので、今の坂井委員のご意見も踏まえてまた後ほど資料説明を聞いていただけるとまたご意見ご質問いただけるとありがたいなと思っておりますがよろしいでしょうか。はい、他にございますでしょうか。はい、熊倉委員お願いします。

○熊倉委員

計画相談支援について6月29日の項と9月18日の項で触れられているわけなんですけど、質の高い計画作成ということの、例えばどのようなことを言うのかっていうのを端的にもしあの説明があればと思うんですけど、色んな学校ですとか色んなところの支援でキャリアアップみたいな考えがあるんですけども、いわゆるその障がい者の方の計画相談支援の中でそういう観点で質の高い計画というそういう意味なんですか。

○山賀会長

はい、質の高いというものは何を具体的に含んで表現をしているのかというご質問でしたがこれについてはいかがでしょうか。ご回答。

○秋葉区健康福祉課障がい福祉係主査

はい、今の質問について少し言葉が足りなかったかなと思うんですが、質の高い計画、言い換えると運営事務局会議でも相談支援を行っている方からよく言われることとしては、より踏み込んだ支援といいますか、今制度上は、区はそのサービスの利用計画の案を相談事業所からもしくはご本人からいただいて受給者証を作る、そういった事務の中でいるので実際支給決定をしている立場から言うと、その方にとって要はどういったサービスが必要なのかというのが最大限書いてあることが条件だと思うんですけども、逆に言うと相談事業所さんとしては、その方と深く関わるとより違ったご提案をしたり、サービスだけではない何か相談に乗ったりですとか、様々な苦労があるようにお聞きしています。なので、区から支給決定を受けるために出す最低限の計画プラスアルファ、より踏み込んだ支援イコール質の高い計画なのかなと勝手に理解をしているところですが、もし何か議論等があれば相談の方も大勢いらしているの聞いていただければと思います。

○山賀会長

はい、それでは竹田委員。

○竹田相談員

基幹相談支援センター西の相談員の竹田です。運営事務局会議の方にも関わらせていただいているということで、先程から出てる点含めてお話をさせていただければというふうに考えています。今ほどありました熊倉委員からの計画相談の質ってということなんですけれども、実は介護保険のケアプランと、それから現在新潟市で行われている計画相談支援というものは全く似て非なるものに実態としてはなっていて、具体的に言いますと、介護保険の場合にはきちんと国保連の方ですね、ケアプラン作成時点でサービス担当者会議といったのが開催されて、それが明記されたペーパーが出されないと給付が行われれないというふうな形になっています。ですけれども、計画相談支援の方は、本来的にはサービス担当者会議を全関係者集めて行わなければいけないという枠組みにはなっているんですけど、1人が100件持ってやらなくちゃいけないという新潟市の特殊性からして実態として月に100件持ってたらそれはやれないんですね。やれないということの中でやらなくてもいいようになってしまっている。やらなくていいようにしていかないと回らないという実情がですね、今現在置かれている新潟市の実情なんですね。それに伴って、介護保険の場合には毎月モニタリングということで毎月お金が入ってきます。それに基づいて35件の上限の件数、予防件数も含めて40件という上限のきちんとした質の担保も制度がありましてそれに基づいてやらないと報酬が低減されるという形で、罰則規定も設けられている。従って、1人の相談員が100件持つなんてことはありえないわけですね、介護保険の場合にはですね。ところが一番多い人で多分200件持ってるケースがあると思います。そういうふうな実情の中では、そういう基本的なことがやられる体制には残念ながら

今の障がい者の計画相談支援はなっていないというのが正直なところであります。その点に絡んで、先程栗田委員の方からお話もありました、介護保険のケアマネージャーさんが計画相談支援の資格をとって行うっていうようなアイデア。これについては絶対できない事業所数の不足の中で、西区の方でもなんとか増やしたいということで前々から啓発して進めております。ただ、今申し上げましたように介護保険のケアプランとケアマネジメントとです、今時点の障がい者の計画相談支援というものの内容があまりにも乖離があります。そういった状況の中で、中々それを実際に、初任者研修前期3日後期2日の5日間全日使って取っていただいでです、それでやってっていうような形では半年モニタリングって言いまして、モニタリングが毎月ではなくて3ヶ月ないしは6ヶ月、1年というこの大きく言って3種類に分かれてしまうんですね。そうするとせっかく取っても6ヶ月に1回しか報酬がもらえないというような状況があります。そうしたようなところで中々量を多くして益少なしというようなことがあります。また上限でやっても7割という形です、障がいの方と介護保険の方を同時に持った場合の保険ところの低減性の問題もあります。ですので、中々制度的にはかなり難しい課題があるっていうことがあります。一方で65歳近い方の介護保険移行の問題含めてケアマネージャーさんが関わっていただくというのはものすごく大きいメリットがあるんですね、利用者さんにとって。そういったことを含めて大変な仕事だけれどもぜひ障がい者の利用者さんたちの質の向上のために関わってもらいたいってことは私共もできるだけ多く啓発していきたいというふうに考えておりまして、そんな形の現状の中で喘いでいるというか悩んでいるというかそういうのが実態だっというのを補足として申し上げたいと思います。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。熊倉委員いかがだったでしょうか。中々質の高い低い定義っていうのは中々難しいのかなというふうに私も感じておりましたけど、今竹田さんのおっしゃるとおりですねやはり障がいの方の計画相談の特殊性で中々回数だけでは利用者さんに寄り添ったというか利用者さんの立場に立った計画っていうのは中々回数だけでは作れないものもありますということもお話であったとおりにかと思えます。いかがだったでしょうか。

○熊倉委員

現場の厳しいお話を聞いていまして、私はこれ以上何も言うことはないと思っております。いずれにしても乗り越えなきゃっていう課題だとは思っておりますけど。はい、以上です。

○山賀会長

制度的に求められている、計画に求められているものがやや違いがあるというか特性が

あるのかなと。介護保険と障がい福祉サービスの違いがあるのかなというところも少し感じた印象があります。他にございますでしょうか。はい、武田委員お願いします。

○武田委員

9月18日の計画相談支援の一番最後の行なんですが、連携っていうのはすごくイメージがつくんですけど役割分担っていうところでどんな形の役割分担のイメージになってくるのか少しお知らせいただきたいなと思うんですが。

○秋葉区健康福祉課障がい福祉係主査

はい。最後の基本相談部分は区、ケースワーカー等との連携がやっぱり普段できないかというような運営事務局会議の委員からの意見ですが、前段としては計画相談を作っておられる相談員さん、その計画を作るだけであればある程度業務をこなせるのだけれども、それ以外の平常時のこと、細かな相談業務といいますか、基本相談といわれる部分でそういったやりとりに相当時間をかけているというようなお話もありました。そういった部分については、ケースによってはですけども区の職員、ケースワーカーがおりますし、また保健師等の日々の相談業務あたって、当然区とその相談事業所とまた基幹相談センターと連携をしながらケースに当たっているとは思いますが、割と良い意味でその計画相談が周知されてきていてその利用者さんからすると相談する先がたくさんあるのは良いことなんですけど、逆に煩雑になってきていてどうしてもその相談先として計画相談の日頃お世話になってる相談員さんのところに連絡が集中して結果業務が多くなっているというような現状をお聞きしたところこういったご意見が出ています。なので、その具体的な連携のイメージというのはケースバイケースでのモデルではないんですけども、場合によっては計画相談が回らないようなことがあっていけないと思うので、区の担当者に相談するなり少しそういった意味で日頃の相談を割り振るとか、やっぱり利用者さんありきの話なのでそう簡単にいくことではないと思うんですが、そういった意味で少し区の方とのご協力ができるのではないかとそういった意見でした。また今、市の方でも計画相談に関わるその業務効率化に向けて何かできないかということで、今後ワーキングなり立ち上げて意見交換をしていく準備をしておりますので、そこと合わせて区とのマネジメントについても話題になるといいのではないかと考えています。以上です。

○武田委員

ありがとうございました。本当に相談員の方で、計画を立てるだけでなく実質つなげるところに同行したりということで、本当に日々忙しく頑張っていらっしゃるんだなということを実感しておりますので、そこら辺本当に上手く役割分担できていくといいのかなというのは感じます。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。それでは、すいません。少し時間が押しておりますので、一旦ここで締めさせていただきます。続いて（３）の議事に移らせていただきたいと思います。それでは、特別支援学校の進路検討部会のこれまでの実施状況について事務局より説明をお願いいたします。

○障がい福祉課介護給付係長

はい、障がい福祉課の山田です。引き続き特別支援学校の検討部会について報告させていただきます。座って説明させていただきます。特別支援学校の進路検討部会ですが、今年度まだ部会を開催していない状況ですが、昨年度３月の全体会以降の国の動きを踏まえて事務局より３点。①平成２７年度の卒業生の手続き状況、②平成２７年度検討事項、③今後のスケジュール、について報告します。①平成２７年度の卒業生の手続き状況について、本年度も２５年度・２６年度同様のスケジュールで進行しております。１０月から１２月末までに利用申請の受付を行い１月中に就労継続支援Ｂ型、生活介護等の利用事業調整を行い、就労移行支援・自立支援を含め２月初めに結果の通知を行う予定であります。今年度の利用申請者数については昨年より１０名程度通所施設への申込み数が多くなるのではと見込んでおります。②平成２７年度検討事項です。昨年度からの継続審議事項です。卒業生で春から就労継続支援Ｂ型の利用を希望する者に対して、就労移行支援事業による就労アセスメントが必要ですが、平成２７年度時点で就労移行支援事業所でのアセスメントは実施しているものの、就労移行支援事業としての支給決定を行ってのアセスメントは実施できていないことから、暫定支給によるアセスメント実施について平成２４年度から継続的に検討しています。今年度に入り、就労継続支援Ｂ型の事業の利用に関わるアセスメントについて全国的に行われていた経過措置が完全終了したため、厚生労働省が制度の見直しや留意点、マニュアル等を発出しております。これにより新潟市において課題とされてきたいくつかの件については解決が可能となっております。次に資料の２枚目、特別支援学校の進路検討部会にて課題をまとめております。１つ目、児童相談所等による意見の発出。者みなし手続きは児童相談所での面談が必要で非常に時間がかかるとされてきましたが、今回一括で申請しまとめて意見書を発出する方法が示され、新潟市児童相談所、こころの健康センターとの調整を主に進めております。２つ目、他のサービスとの併給については従来課題とされた児童福祉法サービス、放課後等デイサービスなどの点は解決しておりますが、新たな課題として者みなしを行うことにより、従来より同行援護・行動援護・短期入所などの支給決定を受けた生徒は利用者負担や障がい支援区分の認定等の点から整理が必要となっております。現在はシステム運用を含めて検討中です。３つ目は就労移行事業における報酬上の課題として、卒業生を受け入れた場合定員超過になる点が課題となっていました。これに関しては今年度制度改正により、時期的にアセスメントを受け入れる場合の利用者は定員の枠外となり、定員超過の問題は発生しないことになりました。

4つ目、暫定支給決定時のサービス等利用計画の作成に関しては、暫定支給を行う場合のサービス等利用計画の作成が必要となるので相談支援事業所の負担も含め引き続き検討が必要となっています。留意点として、今回相談支援事業所の役割が大きくなり、就労継続B型のアセスメントが出たとしても、長期的視野に立ち就労支援の移行に向けた継続的支援を行うことがマニュアル等でも明記され、相談事業所・B型事業所との連携が重視をされています。5つ目、学校・区役所・就労移行事業所間のスケジュール調整です。従来スケジュールに暫定支給という大きな手続きが加わりますので、各関係機関がそれぞれ時間で決定を受けることとなります。各機関へのヒアリングから2年生の2月・3月頃から動かないと3年生の6月にアセスメントすることが難しいのかなと見ております。今後の本部会のスケジュールとしては、利用者負担との新たな課題の整理を行い、早めに関係団体へ制度周知を図りたいと考えております。次回3月の全体会でご報告したいと考えております。報告は以上となります。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。特別支援学校の進路検討部会については折々に触れて部会の報告をいただいているんですが、全体共有がどの程度今の時点でできるのかなとか正直今不安で、初めてこの話を聞くとどういう制度でどうしてこういう部会があるんだろうかというところもわからない方も中にはいらっしゃるかなと思うんですが、事務局の方で簡単にこの部会の背景などを少し補足説明をしていただくことは可能でしょうか。

○障がい福祉課介護給付係主査

障がい福祉課介護給付係の金子と申します。資料がない部分もあり、年度的な部分で誤りがあるかもしれませんが、簡単に説明させていただきますと、就労継続B型を利用する場合には、平成24年度からただ単純に通常の障がい福祉サービスを利用したいというところで障がいの状況が確認できれば、施設の利用というのは比較的申込みから申請利用までできるんですけども、国の方がやはりまずは就労できる方については就労の方向にという流れの中で、就労継続B型を希望される方につきましてもまずは就労のアセスメントをして本当に一般就労ができないだろうか、できるだろうか、そういったところも確認というところで暫定支給決定という形で、まずはその就労のアセスメントを取るようというところで制度の改正がありました。それは経過措置がありましたので実際は25年度からということになりますでしょうか。そういった形で制度改正があったんですけども、ただ全国的にそういう状況にすぐ就労Bの前にアセスメントをするというのが中々できない自治体もありますので、一部経過措置を残したまま、この26年度末まで来たんですけども、そんな中で経過の中でアセスメントをして就労継続Bが適当というふうになった場合にはB型を利用しましょうという、要は自治体の方も事務手続き的なところも含めまして準備期間というのが非常に長くあったという状況です。ただ、そのような説明になるん

ですけれども、新潟市の場合は特別支援学校の卒業生の方が非常に多く出ますので市として制度変更というか、今まで就労Bを希望すればすぐ使えたという状況ではなくなってしまったので、できるだけ卒業生の皆さんにスムーズに4月からのサービス利用ができるようにということで色々検討してきました。結果24年・25年・26年ということで制度的に非常に課題が多かったので1つの自治体では解決ができないということでこれだけ長い時間継続審議になったんですけれども、本年度経過措置が完全終了したことによりまして、国の方がだいぶ制度改正してきましたので、新潟市の方で課題となっていたところが比較的クリアできるような状況になってきたということになります。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。急にふりましてすみません。今ほどありましたように、特別支援学校は今まではすぐ卒業するとどこの施設に行くかと、本当に親御さんと進路先を決めてそして施設と入れるか入れないかという形で契約をしてたわけですが、この自立支援法ははっきり言ってしばらくの間は経過措置でそういうことも認められていたんですが、国としてはやはり一般就労への移行を積極的に進めてほしいという背景があって新潟市でもこういうルール作りをきちっと検討しなければいけないという背景がありまして、この部会ができたということで今ほど私の方でも少しかいつまんで申し上げるとそういう経緯があります。そのためのルール作りとして色んな細かい点をクリアできるのかどうなのかということで今回の資料にあるようにこういう点はクリアできそうですというふうな形で確認をしていただいたということです。よろしいでしょうか。はい、ご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。はい、では今回もご報告ということでしたので特にご質問なかったようですのでありがとうございます。続いて議事の(4)新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例について事務局よりご説明をお願いします。ただすみません、時間があまりないのでよろしくをお願いします。

○障がい福祉課共生社会推進担当係長

障がい福祉課共生社会推進担当の竹中と申します。私の方からは10月1日に公布されました新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例についてご説明させていただきます。前回の自立支援協議会では27年3月までの検討経緯についてご報告していますので、その後4月以降の経緯と条例の概要についてご説明させていただきます。お手元の資料4をご覧ください。4月16日に開催された第17回検討会で最終取りまとめを取りまとめましてその後5月8日市長へ提出されたところです。5月21日からはパブリックコメントを実施し、その後法制化審査9月議会での審査を経ましてこの10月1日に条例が公布されました。来年度4月に条例が施行されますが、施行に向け積極的な周知をはかっていきたいと考えています。それでは2ページをご覧ください。条例の概要について説明させていただきます。まず目的ですが、障がいのある人もない人も安心して暮ら

せる共生社会の実現を目的としています。基本理念ですが、目的の達成のため障がいや障がいのある人に対する理解を深めること、話し合いを基本理念としています。次に市の責務、市民事業者の役割ではそれぞれの役割での責務・役割を規定しています。次に条例で禁止している事項ですが、市と事業者に不利益になる取扱いと合理的配慮の不提供を法的義務で禁止しています。不利益になる取扱い等は次のページの県政の四角枠組みの中に具体例がありますが、正当な理由がないのに障がいがあるという理由でサービスなどの提供を拒否したり制限したり、または障がいのない人にはつけないような条件をつけることを言います。合理的配慮の不提供とはこれも次のページに具体例がありますが、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合また意思の表明がなくとも配慮が必要なことを認識する場合に過重な負担となる場合を除き、障がいのある人の意向を尊重して求めに応じた何らかの調整や工夫を行わないことを言います。下線部分の意思の表明がなくとも配慮が必要なことを認識する場合と意向の尊重については国の差別解消法の合理的配慮には規定がない部分です。この部分については障がいのある人からも意思の表明がなくとも周囲の人が何らかの配慮が必要だと気付いた場合も合理的配慮が提供されるべきという意見には合理的配慮の提供にあたっては障がいのある人の意向が尊重されるべきという考えが条例であえて上乘せしている部分になります。ただし、障がいのある人が合理的配慮を背負おうとしていることを認識できない場合は合理的配慮の提供義務は発生しません。次に未然防止策ですが、障がいに対する理解を深める周知啓発、研修の実施と差別解消に向けた協議提案などを行う条例推進会議の設置について規定しています。次に事後対応策ですが、実際に差別が起きてしまった場合に対応する相談機関を設置します。また相談機関の対応により調整が図られなかった場合には助言・斡旋の申立てを行うことができます。調整委員会は中立的な立場で助言・斡旋の必要について審議します。勧告・公表については差別を行ったと認められる場合で非常に悪質な場合に限り行います。この条例は話し合いにより互いの立場を理解することを基本理念としていますが、話し合いでは解決できないようなケースも想定されます。そのため助言・斡旋・勧告・公表を条例に盛り込み実行性を確保することとしています。なお、合理的配慮が法的義務とされる事業者に対する支援策としまして相談機関は何が差別に当たるかなど差別に関するあらゆる相談に応じることとしています。また助言・斡旋については差別を受けた方だけではなく、差別を行ったとされた事業者も申立てが可能な仕組みとなっています。次に8の自立社会参加のための支援ですが、市立の学校や保育園における個別の支援計画の策定については国の指導要領や保育指針では努力義務となっていますが、この条例では策定を義務化しています。次に9のその他、条例の特徴・解釈に移りましてまず（1）ですが、市民に親しみやすい条例にするためですます体の条例としています。（2）ですが、民間事業者の合理的配慮の不提供につきましては差別解消法では努力義務としていますが、努力義務とした場合障がいのある人の生きづらさの原因となっている誤解や偏見などをなくすための話し合いが行われない事態が尊敬されるため、この条例では法的義務で禁止しているところで

す。(6) ですが、隣人や家族などの一般市民の関係における差別はこの条例の対象とはしていません。これは一般市民の行為や個人の思想、言論についても条例により規制することは不相当と考えられるためです。(7) ですが、合理的配慮を法的義務としては禁止していますが、民間事業者に対して条例に従うよう強制するというよりは話し合いにより相互理解を深めることで解決を図ります。次に(8) ですが、不特定多数の方が利用するような施設などの環境整備、バリアフリーについては合理的配慮とは別な位置づけとなります。(9) ですが、罰則により差別をやめさせても互いへの理解は上手く深まりませんので、条例では罰則は設けていません。次に4 ページではこの条例の特徴、5 ページでは条例案を求める主なもの。あと参考資料2では、公布された条例の全文がありますので後程ご覧になっていただきたいなと思います。以上で条例の説明は終わりますが、自立支援協議会の委員の皆様におかれましてもぜひこの条例に対する理解を深めていただきたいと考えています。私からの説明は以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。この条例について何かご質問ありますでしょうか。

○広岡委員

きぼう福祉園の広岡です。本当に素晴らしい条例ができたなと思っております。各区での意見交換など長い年月をかけてじっくりと作られた条例だと思うのが本当にこの参考資料見たりしてわかりますので、関係者の方々は本当にご苦労されたなと思っております。それで来年の4月から障がい者差別解消法がスタートするんですが、本当にこの法律ですとかこういった条例が整備されたからと言ってすぐに障がい者に対する差別ですとか偏見ですとかそういったものがなくなるかって言ったらそうじゃないと思うんですよね。ですからそういった部分をこれからもこの条例を見守って検証していく意味でも色々な人の事例ですとか意見・要望などを聞いてもらうような障がい者差別解消地域協議会というものを立ち上げて検討していただけないかなと思っております。地域を本当に全体で支える力を持っていくためにも今後法律ですとか条例だけじゃなくてそういったものをどんどん色々な事例を検討していただくような地域の協議会をぜひ作っていただきたいなと思っておりますので、そういった要望を1つ出したいなと思います。

○山賀会長

事務局いかがでしょうか。

○障がい福祉課長

はい、ご意見ありがとうございます。この資料の2 ページ目の6の差別の未然防止策のなかの(2)の条例推進会議が、その国でいうところの会議にあたるようになります。

ここでは様々な相談を、特に合理的配慮という範囲が中々ぱっとわからないものもありますので、そこは相談を積み重ねていく中で皆さんで共通認識を持っていく必要があるというふうに考えております。今広岡委員がおっしゃったご意見を踏まえながら推進会議を進めていきたいと思っています。ありがとうございました。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい、ないようですので続いて議事（５）ですねグループホーム設置基準の緩和についてお願いしたいと思いますが、すいません少し予定していた時間が皆さんから活発なご意見も頂戴しているので少し残りの時間が事務局の方からできるだけ要点を簡潔にお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○障がい福祉課介護給付係長

はい、資料５をご覧ください。グループホームの設置基準の緩和についてです。これは入所施設の敷地内におけるグループホームの設置の禁止規定の緩和について皆様からご意見をいただきたいものです。まず現行の基準について説明いたします。１をご覧ください。グループホームの敷地内設置を禁止する規定というものが平成１８年の障害者自立支援法に基づく指定基準省令の施行時からある規定です。当時障がい福祉サービス全般の基準を検討していた社会保障審議会障がい者部会の議論でも様々な意見が出され、賛否両論あったところです。最終的にはグループホームは敷地外を原則とし、平成２３年度までは特例的に条件付きで敷地内を認める取扱いをされていました。この特例が地域移行型ホームと呼ばれ利用期間を２年に限定すること、入所定員または精神病床の減少を伴うことなどの条件付きで認めることとしたものですが、当市ではこの特例により開設したグループホームはありませんでした。その後、国から政令市への権限委譲に伴い平成２５年に市でも基準条例を持つこととなり、一部の基準を除いて地域の実情に応じて市でも自由に基準を持つことができるようになりましたが、グループホームの規定については国基準に引き継ぎ現在までは記載のとおりの規定としております。ただし、国はグループホームを入所施設や病院の敷地内に設置しなければならないと規定しながらも敷地内・外の判断に関しては自治体からの問い合わせに対して、この資料の２つ目の黒丸に記載のとおり、①グループホームの入所施設が塀や柵などで区切られていること、②敷地外からの入口がグループホームと入所施設とで別であること、③利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保されることの３つの条件を満たす場合には敷地外とみなしてよいと説明していました。次に２に進みます。当市では障がい者の入所施設から地域生活への移行を目指していますが、地域移行者数が例年１０人から２０人程度に留まっており、入所待機者は１５０人を超える状況です。地域移行が進まない要因は複数ありますが、地域に移行する際の受け皿であるグループホームの設置が進まないということが大きいところです。当市としてもグ

グループホームの設置促進のため市単独で運営費の補助などを行っていますが、思うように進捗していないところです。その理由の1つとしては土地、建物の確保の困難性があります。一方で、入所施設については入所施設と一体の比較的広い敷地を有していることが多く、その敷地をグループホームに活用できれば入所待機者削減および障がい者の住まいの確保を促進することができると考えています。このことから本市としては入所施設敷地内グループホームについて検討したく、自立支援協議会の場をお借りして皆様のご意見をお伺いしたいとして議題として挙げさせていただいております。この自立支援協議会の場のみでのご意見を受けて決定するわけではなく、現在障がい者施策審議会でも審議をいただいておりますので協議会及び審議会でもいただいたご意見をもとに検討を行う予定です。なお、精神科病院の敷地内グループホームについては平成27年度条例改正における地域移行支援型ホームについて当事者団体から慎重な判断を求める意見が寄せられているため、今回の審議事項には含まれておりません。それでは資料裏面をご覧ください。3番と4番同時となりますが、まず3番の入所施設敷地内グループホームを認めるべきか否か。続いて4番で入所施設敷地内のグループホームを認める場合どのような条件を付すべきかについてご審議いただきたいと思っております。以下に例示として考えられる条件を挙げております。敷地内設置を認めるために全ての条件を満たす必要があるという意味ではございません。ここに挙げた条件やこれ以外にも委員の皆様から挙げていただく条件があればそれらを含めましてどの条件に付すべきかを考えてまいります。なお、参考として5番に他都市の改正状況を掲載しております。本市で把握しているところでは4県4市において敷地内グループホームを認めており、この表は各県市ごとにどのような条件を付しているかをまとめております。この内既に敷地内グループホームの実績があるのが岐阜県において2住居、長崎市において2住居となっております。また、先程障がい者施策審議会でも審議中と申し上げましたが、これまでに委員の皆様から出されたご意見についてまとめたものを次のページの6番目に載せております。ここにあるように賛成意見としては地域移行・入所待機者解消という喫緊の課題を解決するためには有効な施策ではないかといったご意見や、当事者や家族からも住み慣れた入所施設の近くでの生活を希望する声があるといった意見が受けられております。また反対意見、慎重な審議を求める意見としては敷地内グループホームは施策の後退にあたる、他の選択肢や方策がないのか、といった意見となっております。なお、次ページ以降についてはグループホームの概要、現状と課題について参考添付をしております。資料の説明は以上となります。賛否両論あることとは思いますが、この度皆様からいただいたご意見のみで決定するというわけではございませんが、施策審議会も含めまして色々なご意見を伺い検討したいと考えておりますので忌憚のないご意見をいただければと思います。説明は以上となります。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。お手元の資料を踏まえたくらうえでご質問・ご意見をいた

できれば、また施策審議会等にも反映させていきたいと事務局からの報告でした。いかがだったでしょうか。はい、田中委員お願いします。

○田中委員

西区の自立支援協議会の会長をしております田中と申します。私、今グループホームも持っている施設の管理者でもあります。その体験といいますか、観点からお話をさせていただきたいと思いますが、緩和については賛成です。やっぱりグループホーム利用される方が自分の生活を作られる、朝起きて今日何の服を着ようか、あるいは作業所に行く準備をしなきゃいけない、日中活動しなきゃいけないわけですから、それから帰ってきて何を食べようかとかそういったことを自分で決めていくっていうふうな生活がグループホームの中では待ってるわけですし、そのことはやっぱり障がいを持った方々の自立に繋がっていったってのではないかというふうに思うからです。それで、敷地内でも今はここでその条件等々が付いてますので、これらを加味しながら作っていったらいいんじゃないのかなと。一番大事なのはやっぱり利用者が自立した生活を送ることができるということが一番大事であって、ここに付いている条件ですね、グループホームは入所施設から独立した建物である。あるいは塀や柵で区切られている、入口が別々である。それはいいんじゃないのかなと思います。地域との交流というのはすぐっていうのは難しいと思いますので、5年とか10年とか20年とか色んな地域の方をお招きしたりあるいは自分達も地域に出て行ったりというふうなことで馴染んでいくのかなというふうに考えています。それから誘導したい施策の中でこれはちょっとなと思うところがあるんですが、限定してその期間内の敷地外のグループホーム等利用できるように追い出すような形として読めるのであれば、これはいかがかなとせつかくグループホームに入られて敷地内外問わず入られて生活を送っていかれる方に期間を設けるといのはどうなんだろうかなということと、それから重度障がい者を優先するっていうのは1つの考え方かもしれないんですけども、実際には重い方もおられるしそうでない方もおられてバランスの問題かなと。誘導したい施策ですので必ずこうなるかどうかはわかりませんが、その辺のバランスを考えて作られたところが考えてやればいいのかというふうに思います。私としては中々グループホームを作ることが進んでいかないのであれば敷地内であってもその辺はそれはそれでいいのではないかというふうに思います。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。色々思い思いのご意見、感想あるかと思いますが絶対的にこれは正しい、間違いということではなくてこういう見方もあるんじゃないか、ああいう見方もあるのではないかという今の田中委員のご発言だったかと思います。いかがだったでしょうか。はい、中野委員お願いします。

○中野委員

すいません、私は過去に入所施設にいまして、それで入所施設というのは山の中にありますよね。それでそこにまたグループホームを作るということはかなり街の中から外れていくんじゃないかという、地域に地域にと言いながら施設内に建物を建てるというのは、私は怖いし反対ですし、それであれば入所施設をもうちょっと質を充実させてしっかりとしたケアをさせるなり、それこそ自立訓練棟ですかねグループホームに入る前にそこで訓練とか練習をして地域に戻そうという、ちょっと古い福祉なのか、私は危惧を感じます。それと今のグループホームを見ていますと、町のなかの近隣の人達との結び付きがあまりにも少ない気がして、その電球の球が切れた時に隣の家に行って「おじちゃん電球の球替えて」とかいうそういう付き合いをしていかないと、グループホームは本当に伸びないのかなという、もうそれはバックアップ施設の仕事であると思います。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。立地条件、環境にもよるかなというお話だったと思います。他にございますでしょうか。はい、熊倉委員。

○熊倉委員

手をつなぐ育成会として意見というのは実は明確に表示はしなかったんですが、1つはやはり地域の中であるべきというグループホームの姿を、そんな風だろうなどは思っていたんですけども、もう一方で今何が問題になっているのかなという親御さんが自分の目の黒い内だつてことで頑張っておられる親御さんがいっぱいいらっしゃって、そして入所施設自体は新潟は少ないとされていて実際にそこに入っていない方もかなりいるというふうな状況の中で親御さんがコけた時にですね、様々な問題が出てくるという言ってみれば限界部落もあれば限界集落もあれば限界家族もあるということで、そしてまた親亡き後ではなくて実は事実上もう親亡き後という状況になってきてしまっているという、ですから逆に親が亡くなる前にやっぱり親元からの自立というのを果たしていかないと本当に障がい者福祉っていうのはやって来ないんじゃないかとそんなふうに考えておりますので、どのようなグループホームがいいのかということで1つはこういうことも考えられないこともないと非常にその辺は言っております。あともう1つは誘導したい施策の中に評価は色々なのですが、やはり障がい者の自立というのを実現するとなればもう障がい者のことをやはり十分数のなかに入れてやっていかないと大変なことになるかと思えます。入所待機者の内容その他その辺のこともよく探る必要があると思うんですが、そして一般に相談支援事業所に行ってグループホームに入れたいという方の選択肢としてあるのかつまり、入所施設の中からその利用者がグループホームを利用するということであるとすると一般的にいうそうでない人のグループホームの利用というものとは必ずしも結びつかないのではないかなというその辺の懸念が若干ありまして十分秘策として狙うべきではないかと

いうことを期待しております。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。はい、小林委員お願いします。

○小林委員

太陽の村の小林です。お世話になっております。この敷地内のグループホームに関しては非常に悩ましいとは思ってしまして、理念と実際とは乖離していると思うんですけど、私の個人的な意見は一応賛成です。先程の意見にも少しありましたけども入所施設は山の中でそれでそこにグループホーム作るのはいかがかというのは、国はそういう考えだったからとは思うんですけども新潟市、敷地内グループホーム認める場合の表で大分やってらっしゃるところは政令市とか都会の所だとは思うんですよ。新潟市もそれに入るんじゃないかなと思います。正直私共、任意かどうかは別として、この度強度行動障がいのためのグループホーム「なの花」を作ったんですけども、たまたま私共の敷地の、すぐ歩いて2分の所に土地があったんでそれ購入してあったので作ることができたんですけども、そこにあることとその入所施設にあること何の違もない。ただそこでは、敷地と実際離れているので片方グループホームなんですけれども、私共のその敷地内に土地があっほとんど同じ距離の場所が敷地内なんです。何が違うのかって言われると、ほとんど違いはないかなと思います。大体新潟市の入所施設は車で町中に行くのにやっぱり30分程度で着いちゃいますよね。そういう意味でも賛成意見あるかと思うんですけど、十分その地域との交流ですかそういうのが確保できるのであれば構わないんじゃないかなと思っています。あとまだまだその正直、実際問題としてグループホーム作る時に近隣住民さんとの問題はありますよね。総論は賛成だけど各論は反対ってパターンすごい多いんですよ。それであるならば、敷地が余ってるところの入所施設を持っている法人の敷地内で作ってお互い安心してやるのは悪くないかなと思います。ただ、今すごく悩んでいるのが、なの花が心配だなと思っているのが、いかに近くてもなの花のグループホームはうちの敷地すごく近くて実際入所施設の職員兼務してやっているんです。安心してしょって言って入所の利用者の方に移行しませんかと反対せずに言ったんですけども、結局反対されちゃったんですよ。やっぱり待遇がいいと。出なかったものも出なかったんですよ。理由は大きいところに入るには家賃の問題があるんですよ。グループホームで必ず家賃が発生して入所以来たぶん今の現状調べていただければわかると思うんですけども入所より高いんですよ。そうすると不思議なことが起こるんですよ。敷地内にグループホーム同じような建物があったとしますよね。そうした場合、グループホームの方は家賃が高くて入所施設は家賃が無いんですよ。だったら金持ちだけがいかいけなとかそういうことになり兼ねないんですよ話としては。それも考えないとだめかなとは思っています。全く別なんですけど。だったらそのグループホームを家賃なしにすればいいじゃないかと問題があるんです

けどそうもいかないかなという気もしてましてね。だったら入所施設とはどういうことかと、入所施設は大量に人を個室の劣悪な環境とは言いませんけれども集団生活で耐えるから家賃が無い。グループホームは一人で住めるから居室で1つちゃんと確保されて素敵な所に住めるから家賃が高いのってこういう話になってしまうんですね。なんかちょっと違うような気がするんですね。そういう勢いになってしまいがちなのを非常に危惧します。賛成なんですども、そういったこと細かいところまで実態と擦り合せながらやっていければいいなと思っています。はい、以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。まだまだすいません、ご意見をお伺いしたいのは山々なんです、予定をしていた時間を回ってしまいましたが、ここまでで事務局の方で何かコメントはございますか。感想でも結構です。事務局の方で。

○障がい福祉課長

はい、ありがとうございました。今日時間がない中でこの件に関してご意見あるという方がありましたらファックスでもメールでも結構ですのでいただきたいと思います。私共としては年間50人分のグループホームという計画の中で、今まで単価の上乗せですとか、国に対しての単価の要望等色々動いてきた中で、もう1つの手段として敷地内と、1つ加えてきたわけなんですけど、現実問題として新潟市には県内でいうと異常な待機者の数があります。他の圏域と比べると桁違いの待機者という中で、グループホームも入所施設も上越圏域・中越圏域と比べると半分程度の数しかないという現状もある中で、どうやってグループホーム作っていかうかという中での今回の議論ということだけ補足して今回終わりたいと思います。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。それでは今5時10分ぐらいになりました。10分程度延長してありますが、できれば残り5分程度でその他の方終わるとありがたいかなと思っておりますのでその他に移らせていただきます。事務局お願いします。

○障がい福祉課介護給付係長

それでは、入所待機者の実態調査の結果がまとまりましたのでこの場をお借りしてご報告させていただきます。お手元の報告資料、入所待機者の実態調査をご覧いただきたいと思います。入所施設における待機者の実態把握を目的に入所待機者数及び入所の緊急度について調査を行いました。調査結果の(1)入所待機者数は平成27年7月時点で実待機者数が155名、内訳は身体49名、知的106名です。また、複数の施設を掛け持ちで申請している待機者数延べ人数といたしましては、合計で193人でいずれも平成26年

2月の時点よりはやや減少傾向にあるところです。続きまして、入所の緊急度を新たに調査いたしました。入所待機者の必要度・緊急度、A. 必要度・緊急度が高い。B. 必要度は高いが緊急ではない。C. 必要度は低い。という分類で調査をしたところ、実待機者数155人中、必要度・緊急度が高いAは身体・知的合わせて72名と全体の46.4%を占めております。緊急度Cの59人については、すでにグループホームや障がい者支援施設に入所されている方も含まれている状況です。さらに、年代別に緊急度の調査をした結果としては、20代から50代にかけての割合が多くなっている状況です。今後も待機者の実態把握は引き続き行ってまいります。この調査につきましては申請している方のケースワークもありましたので、各区役所の方と連携をとって調査をして27年の7月に結果をまとめたところございました。説明は以上となります。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。先程も親亡き後の問題ということも熊倉委員の方からグループホームに関連してありましたけれども、今回入所待機者の実態を掘り下げて把握して皆さんの方に情報提供していただいたということですのでこの辺をまた十分参考にいただければありがたいなと思います。特にご質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。では、また何かありましたら個別に障がい福祉課の方にお問い合わせいただければと思います。それでは、時間延長してしまいましたが皆さんからはたくさんのご意見、ご提示いただいて本当にありがとうございました。これで議事を終了したいと思います。以上、事務局にお返しします。